

議事日程(第6号)

令和7年12月15日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第66号 令和7年度対馬市一般会計補正予算(第7号)
- 日程第2 議案第73号 対馬市一般職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第74号 対馬市税条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第80号 対馬市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第5 議案第94号 財産の無償貸付について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第66号 令和7年度対馬市一般会計補正予算(第7号)
- 日程第2 議案第73号 対馬市一般職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第74号 対馬市税条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第80号 対馬市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第5 議案第94号 財産の無償貸付について

出席議員(17名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 針谷 広己君 | 2番 吉野 元君 |
| 3番 諸松瀬里奈君 | 4番 東 圭一君 |
| 5番 内山 吉寿君 | 6番 佐伯 達也君 |
| 7番 安田 壽和君 | 8番 糸瀬 雅之君 |
| 9番 陶山荘太郎君 | 10番 坂本 充弘君 |
| 11番 脇本 啓喜君 | 12番 黒田 昭雄君 |
| 13番 波田 政和君 | 14番 上野洋次郎君 |
| 15番 大浦 孝司君 | 16番 島居 真吾君 |
| 17番 春田 新一君 | |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	志賀 慶二君	次長	藤原 亘宏君
係長	平山 公年君	係長	小島 亮君

説明のため出席した者の職氏名

市長	比田勝尚喜君
副市長	俵 輝孝君
副市長	一宮 努君
教育長	糸瀬 英俊君
総務部長	庄司 克啓君
総務課長（選挙管理委員会事務局書記長）	犬束 幸吉君
しまづくり推進部長	藤田 浩徳君
観光推進部長	平間 博文君
市民生活部長	阿比留忠明君
未来環境部長	三原 立也君
福祉部長	田中 光幸君
保健部長	阿比留正臣君
農林水産部長	平川 純也君
建設部長	原田 武茂君
水道局長	桐谷 和孝君
教育部長	扇 博祝君
中対馬振興部長	日高 勝也君
上対馬振興部長	原田 勝彦君
消防長	井 浩君
会計管理者	勝見 一成君
監査委員事務局長	神宮 秀幸君
農業委員会事務局長	栗屋 孝弘君

午前10時00分開議

○議長（春田 新一君） おはようございます。

ただいまから議事日程第6号により、本日の会議を開きます。

まず、日程に入る前に、脇本啓喜君の会期中の言動に対する対応を議長に一任されておりましたので、その経過を説明いたします。

令和7年12月8日に開催された産業建設委員会において、対馬市一般会計補正予算（第7号）の審議の中で、対馬地域商社への出資金の増資について質疑が集中し、執行部の説明も十分でなかったため、このままでは討論、採決ができないという判断をされました。

休憩中に、糸瀬委員長から「継続審査ということで議運の前にしましょう。議運が木曜日ですので水曜日にしましょう。今日は採決しないでもいいですか」と確認がありました。

委員会の再開後、糸瀬委員長が「継続審査を求める方は挙手を願います」と発言したため、各委員から「継続審査」という疑問があり、ほかの委員からも「会期内ですか」と確認もあり、委員長の肯定後、各委員が挙手され、糸瀬委員長が「挙手多数であります。よって、本件は継続審査と決定しました」と発言されました。

このやり取りを傍聴していた脇本議員が、翌12月9日の総務文教厚生委員会の冒頭に「産業建設委員会で継続審議となったため、補正予算の審議はできないのではないか」という趣旨の意見があり、産業建設委員会の録音を再生し、また事務局から、「糸瀬委員長から継続審査の発言は、同一会期中に再度審査をするという意味で発言した」とのおわびと訂正が議長に提出をされているため、総務文教厚生委員会での審議は問題ないことの説明がありましたが、脇本議員は補正予算の審議には参加されていません。

翌12月10日に議会運営委員会が開催され、会期日程について産業建設委員会の追加開催が協議をされました。各委員からは、「本来の継続審査という意味での発言ではなく、会期中の再審査という意味で解釈していた」との発言が多く、会期日程の変更が了承されました。

委員会を閉じた後に、傍聴していた脇本議員が議会運営委員会の委員を侮辱するような発言をし、会議室を出て行かれました。その後、産業建設委員会が開催され、補正予算議案の採決が行われております。

翌12月11日に開催された議会運営委員会において、委員から「脇本議員の今定例会中の一連の発言や行動について、何らかの処分をする必要がないか」と意見が出され、最終的に議長に一任することで一致しておりました。

それでは、脇本議員への処分については、本日、本会議で謝罪することが適当と判断しましたので、脇本啓喜君の謝罪を求めます。11番、脇本啓喜君。

○議員（11番 脇本 啓喜君） まず、私ごとで貴重な時間を費やすことにおわび申し上げます。

12月10日に開催された議会運営委員会終了後、私が傍聴席から議会運営委員会に対して不穏当な言葉を発した事実を認めます。また、私の発言は、議事終了後の傍聴席からであっても不用意な発言であり、議会運営委員会への侮辱的発言であることも認めます。

ただいま議長から、私がおわびを申し上げる経緯の説明がございました。その経緯についても、ほぼ真摯に受け止めるものです。それらを踏まえて、自ら能動的に議会運営委員会へのリスペクトに欠く不穏当な発言を反省し、おわびを申し上げさせていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

今後は、議員あるいは一人間として、多様な考えがあることを真摯に受け止め、他人を傷つけるような言動ではないか注意を払ってまいる所存です。このような事態を招いたことにつきましては、深く反省し、改めておわび申し上げます。

日程第1. 議案第66号

日程第2. 議案第73号

日程第3. 議案第74号

日程第4. 議案第80号

日程第5. 議案第94号

○議長（春田 新一君） それでは、日程第1、議案第66号、令和7年度対馬市一般会計補正予算（第7号）から日程第5、議案第94号、財産の無償貸付についてまでの5件を一括議題とします。

議案第66号は、各常任委員会に分割付託、議案第73号、議案第74号、議案第80号及び議案第94号の4件は、総務文教厚生委員会に付託しておりましたので、各常任委員長の審査報告を求めます。総務文教厚生委員長、陶山荘太郎君。

○議員（9番 陶山 荘太郎君） おはようございます。それでは、総務文教厚生委員会の審査報告を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第66号、議案第73号、議案第74号、議案第80号及び議案第94号の5件であります。

まず、議案第66号、令和7年度対馬市一般会計補正予算（第7号）について。今回の審査は、人事異動に伴う給料等の人件費については対象外としています。

それでは、本委員会に係る歳入は、1款・市税で、歳入増見込みによる市民税の追加、11款・地方交付税で、普通交付税の追加、15款・国庫支出金で、事業実績見込みによる特定地域づくり事業推進交付金、障害児通所給付費と日中一時及び移動支援給付費、単価改正による子ども・子育て支援交付金の増額に伴う国庫負担金及び国庫補助金の追加、16款・県支出金で、

対馬地区ネコ適正飼育推進事業補助金、障害児通所給付費及び利用者支援事業等の子ども・子育て支援交付金などの追加、雇用機会拡充支援事業の実績見込みによる特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の減、18款・寄附金で、企業版ふるさと納税による指定寄附金の追加、19款・繰入金で、東里庁舎受変電設備改修工事に充当するための振興基金繰入金の追加、22款・市債で、消防施設解体工事設計委託に伴う消防債の計上、比田勝中学校法面災害復旧事業に伴う文教施設災害復旧事業債の追加及び高齢者移動費助成事業債の減が主なものであります。

次に、歳出は、2款・総務費で、庁舎等の光熱水費及び集会施設等の修繕費、改修工事の監理や戸籍システム等の更新改修、コミュニティバス運行及び管理業務に伴う委託料、東里庁舎受変電設備改修工事及び庁舎等の維持補修に係る工事請負費、有人国境離島運賃低廉化事業負担金の追加や、島おこし協働隊員の退任による報酬、システム構築に不用額が発生したことによる委託料、納税組合事務取扱費交付金及び特定地域づくり事業推進交付金、及び創業等支援事業補助金の減、3款・民生費で、国民年金システム改修に係る委託料の計上、所管施設などの光熱水費に係る需用費、地域子育て支援拠点事業に係る委託料及び負担金、実績見込みによる地域生活支援事業及び障害児給付事業に係る扶助費、児童福祉関連等の負担金などの精算に伴う国費・県費の返還金、利子及び割引料の追加、介護保険特別会計への繰出金の減、4款・衛生費で、対馬クリーンセンターやし尿処理施設等の光熱水費、及び斎場等の修繕料に係る需用費、じんかい処理施設定期点検整備に係る委託料の追加、海岸漂着物等地域対策推進事業の予算組替えによる委託料の追加及び使用料及び賃借料の減、母子保健衛生費国庫補助金及び長崎県健康増進事業費補助金などの国費・県費への返還に伴う償還金、利子及び割引料の追加、診療所特別会計への繰出金の減、7款・商工費で、会計年度任用職員の雇用期間短縮による報酬などの減、9款・消防費で、消防拠点施設解体工事の設計に係る委託料の追加、新規職員の採用数の減及び職員の退職による給料等の人件費の減、10款・教育費で、学校施設や公民館などの修繕に係る需用費、光熱水費の増加による対馬市交流センター管理組合への負担金、補助及び交付金の追加、11款・災害復旧費で、比田勝中学校法面復旧事業調査設計に係る委託料の計上、12款・公債費で、利率上昇による償還金利子等の追加、13款・諸支出金で、職員の新規採用及び主エンジンの取替えに係る旅客定期航路事業特別会計への繰出金の追加が、今回の補正の主なものであります。

審査に当たり、委員からは「雇用機会拡充事業の減額が大きいので、今後の事業内容をよく検討してもらいたい」などの意見がありました。

次に、議案第73号、対馬市一般職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例について。今回の改正は、総務省消防庁からの緊急消防援助隊として出動した際の手当の支給について、適正な対応を求める旨の通知を受け、適切な処遇を確保することを目的としています。

改正の内容は、第2条の特殊勤務手当の種類に「緊急消防援助隊手当」を新設、第13条で

「緊急消防援助隊手当は、消防組織法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として管轄区域外に出動した隊員に支給する。」同条第2項において、支給する額を第1号で「異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備又は遭難援助に従事した場合は、1日につき840円とする。」第2号で「災害救助法が適用された区域における災害警備又は遭難援助に従事した場合は、1日につき1,080円とする。」第3号で「災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、水防法、消防法等により立入禁止又は退去を命ぜられた区域における災害警備又は遭難援助に従事した場合は、1日につき2,160円とする。」をそれぞれ新設するものです。

なお、施行日は令和8年4月1日ということです。

3件目の議案第74号、対馬市税条例の一部を改正する条例について。今回の改正は、国の「自治体情報システムの標準化」に対応することにより、維持管理や制度改正時の負担軽減、クラウド化の推進及びデジタル技術を介したサービス向上を図ることを目的としております。

改正の内容は、第40条の「普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税の納期は、次のとおりとする。」において、対象年の徴収額を6月1日から翌年2月末日まで9期に分け、それぞれの月の1日（1月のみ5日）から同月末日（12月のみ25日）を納期として徴収していたものから、対象年の徴収額を6月1日から翌年1月31日まで4期に分け、第1期を6月1日から同月30日まで、第2期を8月1日から同月31日まで、第3期を10月1日から同月31日まで、第4期を翌年1月5日から同月31日までを納期として徴収することに改正します。

また、第67条の「固定資産税の納期は、次のとおりとする。」において、対象年の徴収額を6月1日から翌年2月末日まで9期に分け、それぞれの月の1日（1月のみ5日）から同月末日（12月のみ25日）を納期として徴収していたものから、対象年の徴収額を7月1日から翌年2月末日まで4期に分け、第1期を7月1日から同月31日まで、第2期を9月1日から同月30日まで、第3期を11月1日から同月30日まで、第4期を翌年2月1日から同月末日までを納期として徴収することに改正するものです。

なお、施行日は令和8年4月1日ということです。

審査に当たり、委員からは「改正目的や市民税と固定資産税を徴収する月を分散することにより納税者の負担を軽減する取組は理解できるが、納税者等の混乱を招かぬよう周知を徹底してもらいたい」などの意見がありました。

4件目の議案第80号、対馬市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について。この条例は、「こども未来戦略」における孤立した育児の中での不安や悩みを解消するため、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援の強化を目的としてい

ます。

条例の内容は、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」により、「児童福祉法」の一部が改正され、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する規定が新設されたことから、事業開始に必要な設備及び運営に関する基準を定めたものです。

なお、施行日は令和8年4月1日を予定しているとのことです。

事業の実施内容については、別に規則等として定めるものですが、国からの事業に関する方針がまだ示されていないため、予定であり、変更の可能性はありますが、大きく次のとおりです。

1. 実施場所、佐須奈保育所、豊玉こども園、雞知保育所。
2. 実施方法、利用定員の範囲内で乳幼児を受け入れる余裕活用型。
3. 利用対象者、0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子供。
4. 利用上限、月10時間。
5. 利用時間、月曜日から土曜日の9時から17時の間。
6. 利用料、1時間当たり300円。（住民税非課税世帯60円、生活保護世帯0円）
7. 利用方法、こども家庭庁が提供する「総合支援システム」または市の窓口へ登録申請後、総合支援システムを活用し、施設利用を行う。

今後は、事業に必要な例規の整備をするとともに、令和8年2月からホームページや広報つしまなどで利用者への周知を行い、4月の運用開始に向けて取り組むとのことです。

審査に当たり、委員からは「利用者に対する周知を適切に行い、令和8年4月からの子育て家庭への負担軽減のため、円滑な事業開始を図るとともに、保育士の確保にも力を入れてもらいたい」などの意見がありました。

最後に、議案第94号、財産の無償貸付について。この議案は、令和7年11月21日に長崎県及び対馬市と立地協定を締結した株式会社エスプールグローバルに対し、厳原町東里303番地1にある旧対馬市健康管理センター部分を無償貸付けするものであります。

なお、無償貸付期間は契約の日から3年間です。

株式会社エスプールグローバルの事業内容は、自治体や民間企業向けのBPO事業であり、主にオンライン窓口申請補助などのフロントヤード事業、各種データ入力などのバックヤード事業、デジタル導入支援、申請・審査業務、地域公共交通支援等の事業であります。

次に、事業展開については、オフィスの整備を行うと同時に、地元人材を10名から15名採用し、初期研修等が行われ、令和8年6月に開業を予定しているとのことです。

その後も5年をめどに地元人材の追加募集を行い、40名程度の体制とし、業務の拡充を図る計画となっており、島内での求人少ない事務職の雇用が創出され、若年層や女性の定住などが期待されます。

審査に当たり、委員からは「企業誘致に関するものであるため、誘致後の事業の内容及び展開をよく確認し、条例及び規則による対応を適正に行ってもらいたい」などの意見がありました。

以上、議案第66号、議案第73号、議案第74号、議案第80号及び議案第94号の5件につきましては、慎重に審査し、採決した結果、いずれも賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教厚生委員会の審査報告といたします。

○議長（春田 新一君） 産業建設委員長、糸瀬雅之君。

○議員（8番 糸瀬 雅之君） 皆様、おはようございます。産業建設委員会の審査報告を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第66号の1件であります。議案第66号、令和7年度対馬市一般会計補正予算（第7号）のうち、本委員会に係る歳入は、13款・分担金及び負担金で、博物館管理運営負担金（光熱水費増額分）の追加、15款・国庫支出金で、道路橋梁費補助金は、市道久田2号線から市道仁位貝鮎線への組替え、河川災害復旧事業負担金は、普通河川畦口川河川災害復旧工事において、災害申請取下げによる減、公営住宅等整備事業の減、16款・県支出金で、漁港整備事業補助金及び農地農業施設災害復旧事業補助金、林業施設災害復旧事業補助金の追加、地籍調査事業補助金の減、19款・繰入金で、森林環境譲与税活用基金の追加、22款・市債で、公営住宅建設事業債、河川災害復旧事業債、農地農用施設災害復旧事業債、林業施設災害復旧事業債の追加、港湾債及び漁港整備事業債は、国の内示に伴う追加。以上が、主なものであります。

歳出は、2款・総務費で、対馬市国際交流協会運営事業費補助金の為替レートの見直しによる追加、地籍調査委託料の減、6款・農林水産業費で、水産物島内流通実証実験委託料の計上、対馬地域商社出資金は、水産加工業における近年の原材料価格高騰の影響により仕入れ不足が発生していることから、今後、安定的な仕入れ基盤の構築と生産体制を確立し、売上拡大を目指すための出資金の計上、対馬市流通加工拠点施設及びそば道場あがたの里エアコン室外機修繕料の追加、農道湊線及び農道山井手線木柵設置工事の工事請負費の追加、負担金、補助及び交付金は、森林環境譲与税活用事業に係る今後の活用見込みによる追加、7款・商工費で、工事請負費は、湊浜海浜公園遊具撤去工事の計上、各観光施設修繕料及びくみ取り料、コンベンション開催助成事業補助金の追加、8款・土木費で、棧原地浄化槽制御盤の改修工事及び市営住宅に係る修繕料の追加、各地区の陳情・要望対応に係る市道の維持補修工事費の追加、国の内示に伴う県港湾事業負担金の追加、道路新設改良費は、市道久田2号線から市道仁位貝鮎線及び市道竹敷昼ヶ浦線への事業費組替え、住宅建設工事は、現在建設中の市営住宅の外構工事繰越しによる減、11款・災害復旧費は、普通河川畦口川災害復旧工事の減。以上が、主なものであります。

委員からは、対馬地域商社に対して、対馬市からの出資金の妥当性について質疑が集中し、厳しい意見や多くの提案がありました。

現在の対馬地域商社は、近年の主要水産物（アナゴ、イカ、アジ）などの原材料価格の高騰に加え、人件費の高騰、人材不足の深刻な影響により経営状況が悪化傾向にあり、継続的な経営が厳しい状況であります。このままでは安定供給ができず、せっかく構築した販路や地域ブランドの信頼を失うおそれがあり、加工場の稼働率の低下や雇用の維持、地元漁業者への安定的な還元ができなくなり、地域経済の循環が停滞することが懸念されます。

意見としては、「出資金ではなく、貸付金が妥当ではないか」「最高責任者を明確に示してほしい」「今後の中長期的な事業計画の策定、漁業者、漁協、加工業者、飲食店などへの調査及び計画の策定、未利用魚の活用、高付加価値商品の開発、国内・海外向けの市場開拓、地産地消によるふるさと納税返礼品の強化、経営体制の改革、財務担当、専門的人材の採用」「今後は対馬地域商社の財務状況に関して、対馬市及び市議会が定期的に関与していくことが望ましい」などの多くの意見や提案がありました。

以上、本委員会に付託されました議案第66号の1件につきましては、慎重に審査し、採決した結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、産業建設委員会の審査報告とします。

○議長（春田 新一君） 各常任委員会の審査報告が終わりました。

会議規則第17条の規定により、修正の動議が提出されています。したがって、これを議案第66号と併せて議題とします。

提出者の説明を求めます。3番、諸松瀬里奈君。

○議員（3番 諸松 瀬里奈君） 対馬市議会議長、春田新一様。提出者、対馬市議会議員、諸松瀬里奈。賛成者、対馬市議会議員、針谷広己。

議案第66号、令和7年度対馬市一般会計補正予算（第7号）に対する修正動議。

上記の動議を、対馬市議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたします。

議案第66号、令和7年度対馬市一般会計補正予算（第7号）に対する修正案。

議案第66号、令和7年度対馬市一般会計補正予算（第7号）の一部を次のように修正する。

第1条第1項中「5億7,229万円」を「5億4,229万円」に、「353億4,504万6,000円」を「353億1,504万6,000円」に改める動議です。

議案第66号、一般財団法人対馬地域商社への追加出資について、修正動議として提出いたします。

修正動議の内容について申し上げます。一般財団法人対馬地域商社は市が設立し、これまで

100%出資してきた組織であり、その在り方については、市が明確な責任を負う立場にあります。したがって、市が一般財団法人対馬地域商社の公的な役割や業務内容を整理し、市民が理解・納得した上で資金的に関与することが前提であると考えます。

現場では、地縁や血縁に支えられながら懸命に魚の仕入れが続けられていますが、こうした努力に頼るべきではなく、市としても、仕入れや流通体制づくりにより主体的に関与すべきです。人気魚種の確保が難しい中でも、未利用魚の加工や島内流通を担うなど一般財団法人対馬地域商社が果たすべき役割は大きく、特に島内流通は公共性の高い分野として一般財団法人対馬地域商社が担うべき役割の一つだと考えます。そのためには在庫管理や保管設備、人材体制の整備が不可欠です。しかし、こうした組織改革や事業再構築には十分な検討時間が必要であり、今回の議案は、議会としての出資の妥当性を判断するには情報が不足しています。

そこで本修正案では、直近の資金繰りには対応しつつ、その後は事業計画をつくり込んだ上で、次の議会において、改めて出資や融資の在り方を判断する二段階の対応を求めるものであります。

まず、今年度の資金ショートを回避するため、緊急措置として、上限2,000万円に出資額を制限した上で金融機関の1,500万円の借入れを促し、年度末の返済に対応する体制を整えること。

次に、原料調達計画、販路戦略、キャッシュフロー、人材体制などの事業計画を抜本的に再構築した上で年度内にも改めて全員協議会等で熟議し、一般財団法人対馬地域商社の再生に向けた財政措置を対馬市と議会、専門家が一丸となって練り直すこと。

以上の理由から、現時点の5,000万円一括出資には賛成できず、議案第66号については修正案を提出するものであります。

以上です。

○議長（春田 新一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

まず、総務文教厚生委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 質疑なしと認めます。

次に、産業建設委員長報告及び修正案に対する質疑はありませんか。11番、脇本啓喜君。

○議員（11番 脇本 啓喜君） すみません、まずは確認なんですが、原案も修正案もここで質疑になるんですか。まず、修正案からの質疑なんですか、どちらでしょう。

○議長（春田 新一君） どちらでもいいです。

○議員（11番 脇本 啓喜君） どちらでもいいということは、合計3回までしかできないということですか。修正案に対して3回、原案に3回、どちらでしょう。本来別々に質疑するものだ

と思うんですが、修正案の質疑でよろしいですか。この採決が終わった後、原案に対する質疑でよろしいですか。

○議長（春田 新一君） はい。

○議員（11番 脇本 啓喜君） では、修正案に対する質疑ということで始めさせていただきます。

まず、この予算を判断する必要な項目については、ここに書かれているようなことだと思います。出資増資案の妥当性を多角的に検証すること、それから財務諸表の信頼性を確認すること、それから公金支出の法的根拠を整理すること。先ほどまで妥当性はあっていましたが、適法性という言葉がありません。ここは適法性です。それから、出資と融資の比較、それから議会として求められるべき対応を提示することが大事だと思っています。

財務諸表に複数の不整合が存在しました、審議中に。それから、令和6年度は約1,000万円の赤字になっています。それから、財団の体力は急速に低下してきています。この事実としてです。それから、出資より融資のほうが公金保全・改善の効果が高いというふうな議論もあっていました。それから、現状のまま出資判断を行うのはリスクが高いと私は思っております。その中で、これに関する事実または、それを考え得る結果を今話をさせていただきました。

そこで質問です。財務諸表の不整合が複数年、数か所あります。その出資、公の出資の条件を定める日本国憲法第89条「公の支配下にある」に抵触すると私は思いますが、提案者の所見を求めます。また、一般財団法人対馬地域商社の主な課題としては何か述べられていました。その中でも最大の課題は何と考えていらっしゃるのか、提案者の所見を求めます。

○議長（春田 新一君） 3番、諸松瀬里奈君。

○議員（3番 諸松 瀬里奈君） 脇本議員の御質問にお答えいたします。

まず、御指摘の財務諸表の訂正については、先日私が確認したところ、一般財団法人対馬地域商社が作成した段階では内容自体は適正であり、その後の整理、反映の過程で訂正が生じたものと承知しております。したがって、一般財団法人対馬地域商社が不適切な財務処理を行っていたという認識は私は持っておりません。一方で、結果として、複数年にわたり訂正が生じたこと自体は、公的資金を投入する立場として、財務諸表やチェック体制をより明確にしていく必要性を示しているとも受け止めております。

日本国憲法第89条にいう「公の支配下」に該当するかどうかは、組織の統治構造や監督体制など総合的に判断すべき事項であり、本議会の場で断定的に評価することは適切ではないと私は考えます。だからこそ、本修正動議では直近の資金繰りには対応しつつ、財務管理体制や事業計画を整理した上で、改めて議会が判断するという段階的な対応を求めています。

それから、2つ目の質疑、最大の課題はどこにあるかというところですが、やはり公的

な役割が十分に整理されていない、そのまま審議が進められていることが最大の課題だと私は考えております。

以上です。

○議長（春田 新一君） 11番、脇本啓喜君。

○議員（11番 脇本 啓喜君） まず、この表を見ていただきたいんですが、貸借対照表のこの部分、現金預金というのが令和6年度決算になります。1,231万2,254円と記載されています。ところが、こちらの財産目録では現金預金それぞれこの金額の合計が731万2,254円、ここは必ず一致しなきゃいけないんです。

今おっしゃられるように、一般財団法人対馬地域商社のほうでは合っていたという報告を受けました。だからこそ、市役所のほうがこれを間違ったからこそ、諸松議員がおっしゃられた市の明確な関与が必要なんだというところが明確に関与できていないじゃないですか。そこが問題だと私は思っているんですが、改めて今言った、このような——ほかにももちろん、こちらです。正味財産のほうも500万円間違っています。こういった、しかも令和6年度だけじゃなくて令和4年度も間違っている。こういう状況で日本国憲法第89条が求める、その「公の支配下にある」ということが言えるのかどうか。

さっきの委員長報告の中でも、妥当性はありませんでしたが、適法性という言葉がありませんでした。そこがまず、法律違反にならないかということが大事だと思うんですが、そのあたりについてお聞かせいただきたいということと、それから、今回減額したとはいえ、出資ではなく、融資・貸付けのことも考えていらっしゃったということなんでしょうが、なぜ融資・貸付けではなく、出資のみのこの減額議案になったのか、そのあたりいろいろなことがあると思います。教えてください。

○議長（春田 新一君） 暫時休憩します。

午前10時50分休憩

午前10時55分再開

○議長（春田 新一君） 再開します。

3番、諸松瀬里奈君。

○議員（3番 諸松 瀬里奈君） 脇本議員からの今の質問ですけれども、私としては、まだそこまでの解釈とか深いところを考え切れていませんので、そこについてはちょっとお答えができません。分かりません。

以上です。

○議長（春田 新一君） 11番、脇本啓喜君。

○議員（11番 脇本 啓喜君） 今、まだちょっと答えは出しかねると。確かにそうなんですよ、まだ検証中なんですから。だから、検証中のまま、この判断をしていいかということも申し上げたいということをお伝えしておきます。

すみません、先ほど言った質問に対して、まだ答弁をもらっていない分があるんですけど。貸付けとかも考えたけれども、何で出資の減額だけにしたのかということをもう一回言ってください。これは3回目の質問じゃないですから。答えていないから、もう一回あれしているだけです。どうぞ。

○議長（春田 新一君） 3番、諸松瀬里奈君。

○議員（3番 諸松 瀬里奈君） なぜ出資かというところですけども、出資か貸付けかというのは本来、執行部が説明すべきことだと私は考えておりますけれども、修正動議では返済義務のない出資のリスクを踏まえ、将来的に貸付けも含めて再検討すべきだと考えております。

以上です。

○議長（春田 新一君） 11番、脇本啓喜君。

○議員（11番 脇本 啓喜君） 確かに予算の性質上、予算には大きく分けて款、項、目、節とあって今、市が提案しているこの出資か、それが貸付けかについては節の部分に当たりますので、議会としては修正はできません。ただ、そのようにしたらどうですかということは審議の中でも言えますし、この中でも問うことはできます。この修正議案については、減額とはいうものの、出資を認めるというような解釈でよろしいかと思いますが、そのあたりもお聞かせいただきたい。

あと、まだ答えていなかったのが最大の理由についてなんですけど、私はやはり運転資金、いわゆるキャッシュフローの不足が最大の問題ではないか。最大なのは公の支配に当たるかどうかですが、次に大きいのはここだと思っています。現金預金がさっき修正した部分を申しますと、まだ730万円しかない。それから、こういった形で簡単に言うと、自由になる資金が薄くて資金繰りに余裕がないということです。出資より融資のほうがこれは効果的だと思います。なぜか。出資したってすぐにお金は使えるわけじゃないんです。それであれば、対馬市が直接融資するほうがすぐにお金は使えるはずなんです。そのあたりの検証が、この修正案のほうにも述べられていなかったというふうなことは指摘しておきます。

そして、結果的には減額とはいえ、そのまま出資ということになったわけですね。私であれば修正案を出すとしたら、この5,000万円の部分だけを全部抜いて、ほかの予算は通す修正案、5,000万円のこの出資の部分だけを歳入歳出から取り除いて。そうしないとほかの予算案が通らなくなってしまうので、そういった形を取りたかったんですが、この案に1人も賛同者がいなかったの、こういった形で質問とか討論をさせていただくことを御了承ください。

以上です。

○議長（春田 新一君） ほかに修正案について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 質疑なしと認めます。

次に、産業建設委員長報告に対する質疑はありませんか。11番、脇本啓喜君。

○議員（11番 脇本 啓喜君） 産業建設委員長にお尋ねいたします。今言った一般財団法人対馬地域商社の財務資料の調査が私は不十分だったと思います。ひいては適法性に関わることです。妥当性よりも適法性が上に来ます。法律違反になっていないかどうか、この部分についての審査が私はちょっと不十分だったんじゃないかなと思っていますが、そのあたりの見解をお聞かせください。

また、本日の報告書にもキャッシュフローのことについてはほぼ触れられていませんが、前回、初日の委員長報告の際、私はキャッシュフローが大事なんだと。委員会でキャッシュフロー計算書の提出を求めるといふこととか、貸借対照表の数値の誤りを詳しく調査してほしいということも述べたかと思いますが、それが不必要だったというふうに思われた理由をお聞かせください。

それから、出資という手段の妥当性、貸付けとどちらがいいのかという形についての審議も行われたということでしたが、貸付け・融資と出資の比較というのが十分なされていなかったように思いますが、委員長の見解をお聞かせください。

それから、先ほどから申し上げている日本国憲法第89条「公の支配」を条件とする出資の条件に抵触する疑いが私はあると思いますが、そのあたり、委員長の見解をお聞かせください。

以上です。

○議長（春田 新一君） 委員長、糸瀬雅之君。

○議員（8番 糸瀬 雅之君） 脇本議員の質問にお答えいたします。

様々な角度から我々産業建設委員会も2日間にわたり審議をいたしました。その結果、妥当であるということで判断をいたしました結果、今回、出資ということで結論に至りました。憲法とかいろいろな話が脇本議員のほうから出ていますけれども、その辺の話等はいろいろと委員の中からも一部分出たりしていましたが、今回は妥当であるということで出資のほうで決定をいたしました。

以上でございます。

○議長（春田 新一君） 11番、脇本啓喜君。

○議員（11番 脇本 啓喜君） 結構です。

○議長（春田 新一君） ほかにありませんか。9番、陶山荘太郎君。

○議員（9番 陶山 荘太郎君） 産業建設委員長にお尋ねします。湊浜の海浜公園の遊具撤去工事で49万8,300円という金額が上がっているんですけども、これは全部を撤去する分で

しょうか。

○議長（春田 新一君） 委員長、糸瀬雅之君。

○議員（8番 糸瀬 雅之君） 陶山議員の質問にお答えいたします。

湊浜海浜公園の遊具の撤去なんですけど、全部ではなくて予算上、一部分ということの説明のほうで聞いております。

以上です。

○議長（春田 新一君） 9番、陶山荘太郎君。

○議員（9番 陶山 荘太郎君） やはり一部を撤去しても今後の安全、安心な使用とか景観とか、そういうところが改善される部分が少ないと思いますので、今回まだ国会のほうで了承されていない分でもたまたま補正があるかと思っておりますので、そのときには全部を撤去できるように金額提示とか、また産業建設委員会に付託される案件だと思っておりますので、そこら辺も含めて今後よく検討していただいて、市のほうもそうですが、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（春田 新一君） 委員長、糸瀬雅之君。

○議員（8番 糸瀬 雅之君） ありがとうございます。担当部局のほうとも、またこちらのほうも予算要求等をお願いして、景観等いろいろとございますので、撤去の予算を今後も継続して要望していきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（春田 新一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

暫時休憩します。再開を11時15分からとします。

午前11時06分休憩

午前11時15分再開

○議長（春田 新一君） 再開します。

これから、5件について討論、採決を行います。

まず、議案第66号、令和7年度対馬市一般会計補正予算（第7号）の原案について、討論を行います。原案に対する反対者の討論を許します。11番、脇本啓喜君。

○議員（11番 脇本 啓喜君） それでは、原案に対して反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、この1、2については先ほど申し上げましたので、割愛させていただきます。

次に、3番目、この財務諸表の不整合というのが2つ、しかも複数年にわたって起こっており

ます。簡単に申し上げますと、先ほどもお見せしましたが、貸借対照表のこの部分とこの財産目録の数値が500万円違っているということです。貸借対照表の科目と財産科目の勘定科目のそれぞれが一致することは、公益法人会計基準にきちっと書いてあります。それと令和4年度においても、同様の不整合が見受けられるということも申し添えます。

それから、財務諸表の不整合については、貸借対照表と正味財産増減計算書の不整合も起こっております。正味財産増減計算書のこの部分とこの部分が、こことここに一致しなければいけません。そこも不整合が起こっております。このことについては令和6年度決算のみでした。これも公益法人会計基準にも、こことここは一致しなければいけないということが書いてあります。

次に、5番目、先ほど申し上げましたが、運転資金の不足が最大の——「公の支配」と言えないところが一番ですが、次に現状を見て大事なところは、この運転資金不足です。これについてですが、原案に入る前に、今議会初日の産業建設委員会の閉会中の所管事務調査報告の質疑応答の際に、一般財団法人対馬地域商社を運営していく中で今後の最大の課題は、原材料価格や人件費の高騰による影響が危惧されているという報告でした。

本当にそうであろうか、と私は質問させていただきました。730万円程度しかないキャッシュフローで、これでは仕入れもままならない。明らかにキャッシュフロー不足が最大の課題だと。正確かつ詳細な財務諸表の審査が不可欠だと私は指摘しました。しかし、産業建設委員会では、キャッシュフロー計算書の提出を求めることもなく、また貸借対照表の数値の誤りの原因もいまだかつて判明しておりません。

本日の報告書にも、キャッシュフロー不足は触れてありませんでした。また、一般財団法人対馬地域商社の令和6年度決算報告書、6ページのまとめには「資金不足・人材不足が重要な課題となってきます」との記載は見られるものの、それは新たな取組を行うとしたらという前提の記述であり、現状そうであるとの報告だとは読み取れません。このように決算報告自体も現状の把握が不十分ではないかと思われまます。

次に、ガバナンス上の問題です。公金支出の原則である公の支配の履行体制、監督指導体制の欠如、これは財務諸表の度重なる誤記載あるいはキャッシュフロー監視の甘さから、明らかと言えるのではないのでしょうか。経営改善計画の不在、今回の出資案に当たって計画書が作成され、2日目もまた見直されましたが、これは不断に行われるべきものだと私は思います。原材料不足・人材不足、固定費増などの構造問題、出資しても改善しない可能性が大きいのではないかと、そういう不安があります。これは出資という手段の性質と、これまでの市の姿勢からそう考えるものです。

出資ではなく、次善の策として、市から直接融資するほうが優れていると思う点を、次の表を使って説明いたします。

出資と融資の比較、公金の安全性、出資はバツ、回収が不可能だからです。融資、これは直接、市から融資する件ですが、もちろん返済義務があります。経営改善の強制力、出資の場合はバツです。なぜなら債権者にはならないからです。融資の場合はマルとしておきましょう。計画提出を義務づけることができます、債権者なわけですから。監督指導、これも先ほどの理由と一緒に限界があると思います。融資のほうは財務制限の条項とかをつけることが可能です。この効果についても出資のほうは限定的であり、融資のほうは改善効果の可能性が高いというふうに思います。したがって、融資のほうは公金保全、改善効果等も高いと私は判断しています。

最後から2番目、議会として求めるべき対応は、まず間違った書類からは正しい答えは出ません。財務諸表の訂正、再監査が必要です。2番目、経営改善計画の提出、不断の見直し、検証。出資ではなく、融資を検討すること。公金支出の法的妥当性の再検証。5番、市の監督指導体制の強化。

まとめます。貸借対照表の正味財産増減計算書には、財産目録と複数年にわたる不整合が存在します。財務諸表の信頼性に重大な疑義があります。一般財団法人対馬地域商社の体力が低下してきています。出資より融資がより法令に準じており、経営改善には合理的かつ効果的だと思います。

議会としては、日本国憲法、地方自治法等、法令に準じた慎重な判断が必要だと思います。これらを勘案し、議会は市に公金、税を投入することの重さを強く認識させるべきです。これを機会に、市から一般財団法人対馬地域商社へ財務・経営、しっかりと強く関わらせる体制をつくらせるべきです。そのためには、出資ではその実効性が弱まります。したがって、補正予算（第7号）の原案に私は賛同できません。

以上、反対討論を終わります。

○議長（春田 新一君） 次に、原案に対する賛成者の討論を許します。14番、上野洋次郎君。

○議員（14番 上野 洋次郎君） 議案第66号、令和7年度対馬市一般会計補正予算（第7号）における一般財団法人対馬地域商社への出資金について、私は賛成の立場から意見を述べたいと思います。

本予算につきましては、産業建設委員会においても、2日間にわたり活発な議論がなされました。

先ほど糸瀬委員長の報告でもありましたが、初日の委員会の中では、一般財団法人対馬地域商社の必要性や継続性については一定の理解はするものの、対馬市の責任とそれに基づく積極的な関与体制の構築、また事業計画が不透明なことによる将来性・持続性に疑問が残ること等の意見が出て、出資金と貸付金のメリット・デメリット及び不測の事態における責任の所在を明確にすべきとの意見がありました。

これらの意見を踏まえて2日目の委員会においては、一宮副市長にも出席を頂き、対馬市が100%基本財産を拠出した上で施設整備を実施した経緯、そして今回の基本財産増資の理由及び今後の方向性をより丁寧に説明されたことで、最終的には委員の方々も本予算案に理解をされたものであったと思います。私としては、皆さんのいろんな考え方を聞いた上で今、一般財団法人対馬地域商社の活動を止めるわけにはいかないという思いを強くしております。

今後、加工事業で利益を生みながら、漁業者や漁協にとって恩恵があるような委託業務の実施、島内流通の充実、そしてふるさと納税額の増加に向けた取組等については、地元貢献として利益重視ではなく、公益性を速やかに発揮されるよう期待するところであります。

併せて、生産者のニーズを聞くために積極的に地元へ足を運び、柔軟な事業提案に取り組むことこそ公益的機能の発揮につながる一歩だと考えます。また、一般財団法人対馬地域商社の職員が一生懸命に取り組んでいることも承知しており、現在のような特定の漁協・業者からの仕入れにとどまることなく、市内全域から幅広く効率的な仕入れにつながるよう、市担当課の積極的な協力体制の構築を望みます。

最後に、市においては、今回の各議員の指摘を真摯に受け止め、今後、皆さんが期待している公益性の発揮はもとより、生産者をはじめとする各関係者にとって真に必要とされる一般財団法人対馬地域商社となるよう、一層の努力と連携強化に努められることを強く要望し、賛成討論いたします。

○議長（春田 新一君） 次に、修正案に対して討論はありませんか。11番、脇本啓喜君。

○議員（11番 脇本 啓喜君） ただいま提案されました修正案について、反対の立場で討論させていただきます。

先ほどの質疑応答の中でも一番大事なところだと言っていましたが、まずは適法性があるかどうか、公の支配の下にあるかどうかということです。その点については繰り返しません。財務諸表のあれだけの誤記載があって、まだ調査中というところで賛成ができないということです。

これは市長にも申し上げます。こういう状況でまだ調査中の状況で、この審議を続けている状況です。自らこの議案をそのまま審議してもらっていいのかどうか、しっかり考えていただいたほうがよろしいかと思います。

それから、先ほども申しましたことについては繰り返しません。私も、有人国境離島法改正・延長が迫る中、その法に基づく補助金、約6億円もつぎ込んでい一般財団法人対馬地域商社を見捨てようなどとは心底思っておりません。しかし、その一般財団法人対馬地域商社を救いたいという感情が強ければ強いほど、先ほどから申し上げます事業の公共性・公益性、出資の目的と合理性・透明性の確保ができていないか否かについて、その総合的かつ客観的な判断を曇らせることに陥っているのではないかと大変危惧しております。

これは11月18日の告示日に、いきなり私たちがこの議案の提案を受けたことも一つの原因だと思っています。こういう重要な案件について、しかも産業建設委員会の所管事務調査もその直前にあっている中で、こういったことを相談も連絡もなく、いきなり議案に上げてきた、こういうことについても十分考えていただきたいというふうに思います。やはり一般財団法人対馬地域商社が危ない、助けてあげなきゃいけない、そういう脅迫観念にも似た形で審査をしなければならなかった議員の皆様のお心、本当にお察しいたします。ただ、適法じゃないといけません。そこを十分御理解いただきたい。ここで、私の反対討論を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（春田 新一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

まず、本件に対する諸松瀬里奈君ほか1名から提出されております修正案について、起立によって採決します。本修正案について賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（春田 新一君） 起立少数です。修正案は否決されました。

次に、原案について採決します。本件に対する各委員長の審査報告は、いずれも可決であります。本件は、委員長の審査報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（春田 新一君） 着席ください。起立多数です。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号、対馬市一般職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件に対する委員長の審査報告は可決であります。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号、対馬市税条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件に対する委員長の審査報告は可決であります。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号、対馬市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件に対する委員長の審査報告は可決であります。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第94号、財産の無償貸付について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件に対する委員長の審査報告は可決であります。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りします。本会議における議決の結果、条項、字句、数字、その他において整理を要するものがある場合、その整理権を会議規則第43条の規定によって議長に委任願います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。したがって、整理権は議長に委任することに決定をいたしました。

○議長（春田 新一君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

市長から挨拶の申出がっておりますので、これを受けます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 第4回対馬市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本定例会は12月2日から本日までの14日間にわたり、御提案申し上げました全ての案件につきまして、慎重に御審議、御決定賜り厚くお礼申し上げます。

議決いただきました案件につきましては、市民皆様の生活と福祉の向上のため、適正な事務処理に努め、速やかに対処してまいりたいと存じます。

さて、12月6日、対馬市交流センターにおきまして開催いたしました「有人国境離島法の改正・延長実現に向けた対馬市総決起大会」では、水産業をはじめ、建設業・商工業・観光業など、基幹産業を担う団体及び市民の皆様約700名に御参加いただき、会場は熱気に包まれました。

また、加藤竜祥衆議院議員、山田勝彦衆議院議員、古賀友一郎参議院議員、山本啓介参議院議員、そして大石賢吾県知事、さらに外間雅広県議会議長、地元選出の畑島晃貴県議会議員にも御出席いただき、力強い御挨拶を賜りました。

決起大会では全ての皆様が一丸となって、対馬の未来、ひいては日本の国境を守り抜くという固い、そして熱い決意を確認し、国も県も、そして市も対馬の持続的な発展と国土の保全に向けて一枚岩となって取り組むという、心強い意思を確認できた大会でございました。今後は、総決起大会で確認いたしました強い意思を原動力として、政府関係省庁に対し、改正・延長を求める動きを加速させてまいる所存でございます。

次に、国は強い経済を実現する総合経済対策として、令和7年度補正予算を閣議決定いたしました。その中で、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の皆様を引き続き支援するため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の拡充が盛り込まれております。

これを受けまして、本市といたしましても、国の経済対策に迅速に呼応し、市民生活と地域経済の安定に向け、物価高騰に対する迅速かつ、きめ細やかな対応に全力で努めてまいる所存でございます。

次に、このたび長年にわたり、対馬の魅力発信拠点として運営してまいりました、アンテナショップ「よりあい処つしま」の事業運営につきまして、重要な御報告をさせていただきます。

当初より本施設は、対馬の多様な情報である文化・モノ・味・雰囲気発信し、福岡県等にしながらにして対馬を感じる機会を提供してまいりました。さらに、対馬産品の利用拡大を図るだけでなく、販売を通じて事業者の育成やニーズに対応した商品づくりの支援を行うなど、対馬の農林水産業の下支えを担う場としても重要な役割を果たしてまいりました。一方、これまでの売上げ、来店者数の推移、運営経費並びに費用対効果に対する課題もございました。

市では、これらを総合的に勘案した結果、運営主体であります一般社団法人対馬観光物産協会の理事会において御承認を頂き、誠に残念ではございますが、「よりあい処つしま」の閉店を決定いたしました。つきましては、2階の飲食部門を本年12月27日、1階の物販部門を令和8年2月末日をもって、それぞれ閉店とさせていただきます。

今後は福岡事務所にその役割を担う体制へ移行し、福岡事務所を拠点として、引き続き福岡市内外でのイベントへの出展、サポートショップとの連携強化、さらにはSNS等のデジタル媒体を駆使した効果的な情報発信を強化し、推進してまいります。

市民の皆様におかれましては、このたびの決定につきまして、深い御理解と御協力を賜ります

ようお願い申し上げます。

市では今後も、対馬の魅力を絶やすことなく発信し続け、地域経済の活性化に全力を尽くす所存でございます。

続きまして、新年の行事でございますが、1月3日に「二十歳を祝う会」、5日には「消防出初め式」を予定しております。議員の皆様には、新年早々御多忙の折とは存じますが、御出席いただき、二十歳を迎えられた方々、そして消防団員への力強い激励を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、議員の皆様、そして市民の皆様方の変わらぬ御健勝を心よりお祈り申し上げます。また、来る新年が皆様方にとりまして、希望に満ちたさらなる飛躍の年となりますよう重ねて御祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（春田 新一君） それでは、閉会に当たり一言申し上げます。

令和7年第4回定例会は、議案全般にわたり熱心に御審議いただきまして、ここに滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位はもとより、市長以下、市職員の方々の御協力に対し、心からお礼を申し上げます。

審議の中で出ました貴重な意見や指摘事項等につきましては、今後の行政運営に生かされることを期待いたします。

さて、今年も残すところ、あと僅かになりました。今年を振り返りますと、5月に市議会議員選挙が行われ、17人の新たな体制となり、そのうち7人が初めて当選された議員ですので、対馬市議会に新しい風が吹いています。

議会の重点活動を挙げますと、先ほど市長からも報告がございましたが、12月6日に対馬市交流センターイベントホールの1階席・2階席まで市民の皆様で埋め尽くされ、総決起大会が開催されました。

当日は、衆議院議員の加藤竜祥先生、山田勝彦先生、参議院議員の古賀友一郎先生、山本啓介先生、大石賢吾県知事や外間雅広県議会議長、地元選出の畑島晃貴県議、来賓の皆様から「有人国境離島法の延長と支援制度の拡充は、対馬市民にとって最重要施策であり、皆様の熱意を国へ届ける」との力強いお言葉を頂き、参加された市民の皆様も安心できたと思います。今後は市長と緊密に連携し、要望してまいります。さらに、議会も独自の国会議員の先生を通じ、高市政権に対し、延長と支援拡大を要望してまいります所存でございます。

終わりにりましたが、皆様におかれましては、これから年の瀬に向けて慌ただしい毎日を過ごされることと思いますが、くれぐれも健康に留意され、御家族そろって健やかに新年を迎えられますことを祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

会議を閉じます。これもちまして、令和7年第4回対馬市議会定例会を閉会します。お疲れ

さまでした。

午前11時50分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 春田 新一

署名議員 陶山荘太郎

署名議員 坂本 充弘

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員